

## 9 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録 （ 要 点 ）

日 時	令和4年8月26日（金）10時
場 所	庁舎第3別館2階 会議室
出席委員	教育長 田坂敏、委員 山本泰正、委員 仁志川由香里、委員 竹田美和
会議に出席した者の職・氏名	副教育長 秋山直人、教育大綱推進課長 松本典久、学校教育課長 山川博一、生涯学習課長 木村仁士 学校給食課長 阿部孝文、教育大綱推進課長補佐 渡部さおり
傍聴人	一般1名、報道1社1名
議 題	議案 議案第38号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について 議案第39号 令和4年度教育費補正予算に係る意見聴取について 議案第40号 今治市吉海学習交流館運営審議会委員の委嘱について その他 1 寄附採納報告について
田坂教育長	午前10時、開会を宣す
田坂教育長	日程番号1、8月教育委員会の会議録を承認してよいか問う
—各委員—	承認する
田坂教育長	日程番号2、会議録の署名委員に、山本委員、竹田委員を指名する。
田坂教育長	日程番号3、教育長報告を行う
田坂教育長	質問はないか問う

竹田委員

この夏休み期間中に、児童生徒が 1,000 人ほどの感染の報告があったと、今お聞きしました。現場の教師に関しては、どのような感染があったかということと、また今後新学期が始まってから、もしその先生が感染した場合、学校側はその担任を持ってたとしたら、授業 2 週間程度お休みになるかと思うんですが、その辺りどういった対策をとっているかを教えていただきたいんですか。

田坂教育長

この感染状況に関しましては、教員も何名かは、当然入っております。ただ、夏休み中で学校がなかった関係でクラスターであるとか、学校を介して拡大したということはございません。すべて家庭内での感染で終わっておりますが、新学期を迎えまして、文科省からも出ておりますが、できる限り休校措置はとらない。あくまでも学校感染により、感染者が拡大する場合には当然休校はありますけれども、基本的に家庭内で持ち込まれた感染については、学級閉鎖等はずらずに授業を行うこととしております。ただ先ほど竹田委員からありましたように、教員がもしもなった場合、これについては最低限その学校の中で、授業のやりくりをしながら、代教などを入れながら、できる限り授業は行って参ります。ですので、何件か今までも過去にありましたけれども、子供たちも教員も感染者が多いという場合には、当然、学校全体の臨時休業ということがありますので、それが無い限りは、最低限、子供たちの教育が、滞らないように努力をしていこうというふうに考えております。以上です。

<議題審議>

田坂教育長

「議案第38号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」説明を求める

松本教育大綱推進  
課長

—「議案第38号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」説明—

田坂教育長

質疑はないか問う

山本委員

先ほど課長の方から説明いただきましたけど、前回この定例会の議事録を締めた後の協議のことを指しているのであれば、そのことがどのように反映されているのか。7 ページの 2 のところに評価方法ということで、まず前提として、事務事業の点検評価を行い、それを教育委員会に諮り、教育委員の意見を踏まえて、総合評価をいたしました。手順は、まず最初に、学識経験者の意見を聞く前に我々のところで揉んで、その結果を踏まえて、学識経験の先生方の

皆さん方のご意見をちょうだいした上で、議会に諮るんじゃないんですかということは何回も申し上げましたけど、結局はこの、今治市教育委員会ではそのガバナンスが効いてない。はっきり申し上げますけど。ですから、前回も申し上げました、主に4点。時期の問題。去年も指摘しましたが、12月、遅いことないですかと。前年度の行ったこと、これについて、もう次の年度が始まる間際です、議会に出すことは、従来からの慣例でそういうことになっておるといえば、しょうがないかもわかりませんが、実効性を求めるなればちょっとどうかなと思いますよ、みたいな話をしたんです。

それと、このあげられている点検・評価の項目については、これは、大綱を踏まえて、令和4年度の実行施策ができていますけど、令和3年度は、以前の大綱をベースにして、令和3年度の指針というふうな形で出されているはずなんです。その指針をベースにして、どういうふうなことが実施されたかというふうなことを、評価するんじゃないんですかということをおの意見として申し上げました。でも、いやそうじゃないと。令和4年度にせっかくできた、大綱を踏まえた指針。これをベースに、3年度を引き直したんだと。そういうふうにおっしゃるから、私はそのことに対して、何の意味があるのかなと。事務的には、整えるということかもわからんけど、私は理解できません。

でも100歩譲って、それはそれで良いとしても、評価する項目というのは、もっとありませんか。というようなことを申し上げてそれ以上は言っていないんです。

それとあと、手順についてさっき言いました。先に、我々のところで揉んだうえ、専門の学識経験者の方のご意見を踏まえて、議会に提出するものです。しかし、今年も先に学識経験者の意見を聴取してしまっている現状をふまえ、再度やり直しなど無理と思うことから、私なら教育大綱は市長部局が主体になって作成するものです。教育行政を政治との独立性を保つと言っても、今回のこの教育委員会の活動の点検・評価は「この様なことです」来年度から再検討して改善を図りますと、事前に関係部署に報告ぐらいはしておくと思います。そして、市議会に先生方にお諮りして、市民に向けてこうこうです。とって報告するんじゃないんですか。その手順が違ったりしますよ、ということは何回も言っている、これは完全にですね、今、課長が言われたけど、法律の21条をベースにして、25条、そして、6項のこのあり方この手順、このことについての26条、この法律を、僕は、守ってないと思います。

それと、評価の基準について、前回も言いましたが、私は、これは何のための自己評価をするんですか、フィードバックしてより良くするための、評価だと思っておるんです。甘い辛いの問題はあ

るでしょう、私は決定的に甘いと思っております。甘いというのはどういうことか言うと、これも申し上げます。

私は委員をさせていただいて1年5カ月経ち、不勉強で申し訳ないと思っておりますが、例えばその間のことで、先生へのタブレット端末の配布が完了したのが、今年の7月なんでしょう。あるいはルーターの配布が出来たのはいつからなんですか。又、タブレット端末の自宅持ち帰りは何時からですか、自分が得た知識の範囲内で大変恐縮ですけど、日本の国が、追いつけ追い越せで、殖産興業富国強兵のその一環として教育を早く、欧米列強国の水準に追いつくべくという国家戦略のもと限られたカリキュラムで限られた手順で、決められた手順で決められた内容で決められた方法で評価する。黒板の方を向いて、先生の言うことを聞いて、やってきたそのことに対しての、反省があって、新しい学習指導要領が制定された。そして、Society5.0の時代に対応できる教育をということになっていると思います。Society5.0の時代に、もうあと8年ですよ、2030年と言ったら。そういうことをベースにした上で、点検評価に対する座標軸というのを、持って仕事に当たらないといけないということじゃないかと思うのです。

僭越ですけど、私がたった1年半、本当に門外漢で、自分自身が勉強できていないので、教育委員会に携わるのにおこがましいんですけど、1年間で勉強した、私の考えです。

そういうふうな、その手順の問題、内容の問題そういったことに対して、何の修正も入っていないじゃないですか。学識経験者の先生方の意見を既に聴取済みの事業ですので対応が難しいと思うのですが、学識経験者の先生方は、非常に丁寧に、配慮いただいて、それとはなしに、知ってもらいたいような、表現で、ポイントを突いて、意見を述べていただいていると思います。

この意見に対してもですね、きちっとお応えするのが、普通の姿だと思っています。そういうようなことを踏まえて、議会にも対応して欲しいと僕は思っています。

時期、評価、項目、手順、評価の基準、その内手順については前も言いましたけど、この4人に、教育長を入れて5人ですけどね。不作為の、何もやってないという世間さんの評価をいただくのは、皆さん方にも申し訳ない、と思っているのです。

秋山副教育長

まず、誠に申し訳ございません。

時期の部分に関しては、先ほど申し上げましたように、昨年度ご指摘をいただいて、9月の議会に向けてということでこの時期に、いわゆる変更といいましょうか前倒しをさせていただいています。

項目の部分については、昨年1月に、定例教育委員会において、

項目変更について組織機関としての決定をいただいておりますので、私どもとしては、新たにできた教育大綱に基づき、法律の25条に規定してある基本的な方針という部分に当たります、この一般方針をまず変更させていただき、承認をいただいておりますので、それに基づいて、この項目の設定をさせていただいております。

手順のところにつきましては、前回にも少しお話をさせていただいたところではございますけれども、ご指摘のとおりいうことで、私どもとしても次回以降の変更ということ、取り組まさせていただきたいということ、まず、前提にですね、議論をさせていただいたところではございますけれども、前回のいわゆる意見交換の場におきまして、皆様からいただいたご意見ということ踏まえてですね、今回、修正をさせていただいた、報告をさせていただいたものです。

それにつきましては、改めて学識経験の委員の皆様のご意見も聞いた上でですね、今日、資料として整理をさせていただいているものです。

評価基準の部分につきましても、今年度、来年度に向けてですね、今年度実施計画というものも、ご審議をいただきご承認をいただいたところですが、その実施計画の中で、KPIの設定もさせていただき、評価というところの部分の見直しをさせていただくということで、前回お約束をさせていただいたことだろうと思えますけれども、今回、5月に承認をいただきました実施計画の方向性を踏まえて、この点検評価についても、評価基準の見直しをするということで、進めさせていただければというふうに考えております。

山本委員

今後は、そういうふうにお願ひしたいと思っております。今更大変だと思ひ、それは僕もわかるんです。ただ、何も議論していない。教育委員会何をしているのだと言われるようなことだけは。自分が認識して、知っていて、前回指摘させていただいておいて、もうええやんというわけにはいけない。組織として、共有しているでしょ。

秋山副教育長

意見交換の場ですね、委員の皆さんからは、ペーパー等で、ご指摘をいただいた部分、或いは、その場でご意見をいただいた部分については、私どもとしては、その点を反映させて変更させていただいております。

あの時にもお話をさせていただきましたように、そのあと、随時ご意見もちょうだいできればということで、お願ひをさせていただいたところではございまして、前回の時にいただいたご意見という部

分については、基本的には反映をさせていただいて今日に臨ませていただいたというふうに認識させていただきます。  
以上です。

山本委員

去年は、自己評価のところは、仁志川先生の方から、「評価が甘いのでは」との指摘がなされ数カ所訂正が入っていたと記憶しておりますが、今回は訂正が入っているのですか。

秋山副教育長

申し訳ありませんけれども、せっかくそういう形でお時間をちょうだいしてですね、意見交換の場も持たしていただいて、事前に資料もお送りさせていただいた中で、直接的に評価の変更も含めてですね、ご意見をいただいてなかったものですから、今の時点で評価変更というところの部分については、ご指摘がなかったということで、変更してございません。

山本委員

この間のこの議論の後の議論は何のために議論やったんですか。

秋山副教育長

皆さんがたの方に、ぜひ、この私どもの原案というところの部分についてご意見をちょうだいしたいというところで、お時間をとらせていただいたものです。

その際に、私どもとしても手順の間違いということについては、お断りをさせていただいた上で、その上で、いただいたご意見というものを踏まえて、改めて外部の先生方のご意見ももらい直すということで、ご説明を申し上げたところでございます。

以上です。

山本委員

今年の7月に講師に対して端末配布が終わったというようなこと聞いています。現状にてらして評価しているのですか。

秋山副教育長

ありがとうございますちょっと具体的にページ番号をちょっとご紹介いただいたらありがたいんですけども。

山本委員

例えばソフトウェアの導入、12ページ、とかですね、10ページもそうですけど。ロイロノートを導入したとって、そのことは、それをどういうふうに活用してどういう効果があってどういうところが足りないのですか、要するに今治市は、全国有数の教育都市になろうとしておるんですけど、それを、基準にしたらどこがどういうふうに足りないのかというふうなことはあるんじゃないんですか。

ありがとうございます。

秋山副教育長

そういった意味ですね、今年度の部分で実施計画にK P Iを設定させていただいたのは、先ほど山本委員からご指摘をいただいたようにですね、定量的に考えるのか定質的に考えるのかっていうところ、或いはこういう機器導入っていうものが、導入事実をもって評価とするのか、その導入したものを活用でもって評価をするのかっていうの、そういう評価の曖昧さというところがあるので、今年度実施計画の中でK P Iという形で、数値目標としっかりして、提示ができるように改善をしたいと思います。

ご指摘をいただいている部分につきましては、しっかりと反映をさせていただいて、次の年度に向かっての、材料として活用できるように、評価の考え方も改めたいと考えております。以上です。

山本委員

そのようにぜひお願いしたいと思うし、僕はそういうふうなスタンスで、臨まないといけないというふうに、思っただけでここへ出席しております。

法の中で、わざわざですね、教育長自身が、自分の権限のもとで専決でやれること、これはですね法律で、21条で、19項目にわたってですね、書かれております。

それ以外のこと、教育に関する基本的な方針の策定以降、教育委員会の活動の点検評価、6 予算等に関する意見の申し出、の少なくとも6点については、教育長に委任できないことになっています。

すなわち教育委員会ですね、決定をする必要があります。ですから、教育委員会で諮ることは諮ってもらおう。でも、そうではないことについてはですねこの、この1から19まで、このことについては、両方のこの日常に課されてることについては、教育長、皆さんがたの所掌のところですね、やってもらって結構ですと、その代わりですね、そのことについては、教育委員会定例会議の議題に出して報告をして承認をもらってそして、専門家の、学識経験者のご意見を添えて、議会に、出してください。そして、公表してくださいと、こういうふうには書いています。

私は思うのは、働き方改革に対するこの通達。(平成30年2月9日付事務次官通達)これを踏まえて、どういうふうな指導を、校長先生に指導して、そしてその結果どうなって、どういうふうな改善点を求めて今現在どうなるとというふうなことが大切だと思うのですが。

或いはですね、コロナの中で、授業のあり方、或いはそれに対する改善点、問題点の対応、不登校やいじめへの対応の、反省点や、改善点。学校給食関係では、問題が発生しましたが、真の原因の解明をつき詰めて行く必要があると思うのです。教職員の、病欠の状況や休職の状況と原因と改善、スポーツ指導員の導入の状況と、問

題点と改善策。

学力テストから見た問題点と対応策。情報通信機器への環境整備の状況は、全国トップクラスの教育都市を目指すレベルを担保できているのかどうか、どこに課題や問題があるんですか、その改善策はどうなっているのか、プログラミング教育、この実態の把握、問題点、改善策、そういったこと。ロボットを入れて、プログラミングをして云々という話は聞いてますけど、それだけではいけないと思うけど、例えばその結果、反省点そういったこともあると思うのです。それと、学習指導要領の目玉の一つである、カリキュラムマネジメント。今、今治市ではどうなっているのか。

教育活動の改善を行っていくことを柱とするということに、なっているのですけど、その探究的な学習、これがキーワードになっておりますけど、具体的にどういうふうに展開されとんか。私は十分承知しておりません。

また、学校施設の問題、これについても、新聞に出ておりましたけど、今治市ではどのような状況になっているのか等々。

そういったことについても、もし問題がないならいいですが、あるなら、直していかなければならないと思います。

それと、これからの学校教育を担う、職員の資質能力の向上についてというふうなこと。これは平成 27 年の 12 月に通達が出ているのですけど、そのことについてですね、指導主事の先生方は、教育長からどういう指導が出て、どういうふうになっているのか。

今年、ご案内のように、教員免許制度は廃止されましたけど、どういうふうにされるのか、その問題点、課題、そういったことについてもですね、知っておくべきだというふうに思います。

それと、教員と連携していくスタッフ。医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教育業務支援員、について、新たにその名称及び職務内容を規定するものであるというふうなことでこれも、文部省が初等中等教育局長の名前で、令和 3 年去年の 8 月に発出されておりますけど、そのことに対して今治市教育委員会がどのように対応しているのか、そんなことが盛り込まれて、そして報告をする、しなければならぬんじゃないかと、僕はそういうふうに思っております、限定して、指針に基づいて報告するだけでは足りないと思います。以上です。長くなってすいません。

秋山副教育長

解釈論という問題があるかと思いますがけれども、地方教育行政法の法律の第 25 条の第 2 項第 1 号の中に、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関することっていうものが、先ほど山本委員ご紹介いただいたように、教育長への委任がなされていないという基本の計画になろうかと思います。この計画というのが、先般、4



月にご承認をいただいた一般方針というものに当たろうかと思いません。

そういった意味で今、学校教育の指針の部分について、今後の実施計画等々を整理する中でですね、しっかり反映させていただきまして、評価というか、意見交換ができる形には持っていきたいなというふうに思います。

ただご理解をいただきたいのは、委任事項ではないことにつきましては、当然法律違反に当たる行為に当たりますので、私どもとしては、この第25条に第2項第1項に規定する基本的な方針というものが、一般方針ということで、教育委員会のご承認をいただくということで、これまで全国的にもどの教育委員会もそういう形でさせていただいてる、これが今の現時点での法律の解釈というふうに私どもとらえておりますので、その点についてはご理解をいただいたらと思います。以上です。

山本委員

これ大事な法律の問題ですからね、きちっと議論しとかないかんと思うんですけど。教育委員会は大所高所から、教育事務の管理執行に関し、方針を決定し、それを具体的に執行するのは、教育長の役割です。このような役割分担を前提として教育委員会の事務については、教育委員会規則の定めるところにより、教育委員会から教育長に委任することができるかとされております。

これは、地教行法第25条第1項です。そしてですね、各教育委員会において、教育長に事務が委任されています。一方で、合議制の教育委員会に対しては、教育長や事務局の提案したものを追認しているだけで、実質的な、意見決定を意思決定を行っていないのではないか、地域の教育の振興について最終責任を負うという自覚が、教育委員会に、ないのではないかと指摘がなされています。

このため、教育委員会の最高意思決定機関である教育委員会の会議において、①教育に関する基本的な方針の策定。これ指針のことであると思うんですね。

②教育委員会規則の制定改廃、③教育機関の設置廃止。④教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の人事、⑤教育委員会の活動の点検評価、⑥予算等に関する意見の申し出の、少なくとも6点については、教育長に、委任できないこととされています。これについては、合議制の教育委員会が、みずからの問題として責任を持って管理執行することが必要です。こう書いてあります。

秋山副教育長

先ほどの繰り返しになりますけれども基本的な方針というものについては、一般方針ということになっておりまして、今ご指摘をいただいている学校教育の指針という部分につきましては、ここで法律

で規定してあります基本的な方針の部分には当たりません。

しかしながら、当然、教育委員会として、一つの方向性を示しているものですので、教育委員の皆さんに、ご意見とか、或いは議論をするっていうのは当然のことと思います。ただ法律でしっかり規定して、教育長にできないという部分に規定されておりますのは、一般方針ということになりますので、まずその点の方はご理解をいただきたいと思います。

ただ、教育委員会におけるその議論を止める、そんな話を、私も答弁しておるわけではございませんので、その点についてもご理解いただければと思います。以上です。

田坂教育長

この点については、いろいろご意見、ご議論いただきました。

まずは、先ほど山本委員からも出ましたいろんな懸案事項、今年度いろんな教育改革がある中で、いろんな様々な施策が出されてきてそれに対して、現場においても我々も、事業を起こして行っておりますが、この点検については、この教育大綱に基づいて事業名を挙げて点検を行っております。ということは、先ほど山本委員が言われた懸案事項をこの大綱の中に、まだ改正していく中で入れ込んでいただく。そして、よく議論をしていただいて、課題に焦点を当てた大綱の項目、そしてその大綱の項目から、事業を展開していくというところからもう一度見直しをしていかなければならないというふうに思っております。

今年一年、様々な事業を展開してきた中で、先ほど言われたようにいろんな課題が出てきました。とりあえず、この令和3年度の、大きく変革が始まって最初の段階での評価項目、これについては、ご意見、他の委員さんを含めまして、ご意見ございませんでしょうか。

竹田委員

1点だけ、85ページになります。この件について、私、文書の方でも、事業中止となったとなると、成果があまり見られなかったっていうことではないのでしょうかということ、前回、言わせていただいています。

その中で、事業中止となったが、それまでの講演会に至る準備とか、プロセスがあるので一応、成果が不十分であったという形でご回答いただきました。評価に関しては、特に変更はしなくてもいいと思いますという形で、前回私も、定例会の方では、言わせていただいたんですが、ただその中でやっぱりこのコロナウイルス感染症の影響により事業が中止となった、と前回と同じ文であればもう見ただけではやっぱり、成果があまり見られなかったことになってしまうので、その取り組み実績のあたりに、事業を行うにあたって

のその準備段階のこととかをちょっと一文入れていただけると、成果が不十分であったってところの評価にも繋がるかと思うのですが。

山本委員

竹田委員さん。これは、希望で、来年のことにしないと、もう今から言っても、学識経験者に提出し、ご意見を頂戴している段階ですから、来年のことになってくると思います。

田坂教育長

今のよろしいですか。他にもおそらくこういったコロナウイルス感染の影響により中止というのが多分出てくるかと思っています。

それにつきましては、どういう経緯、どこまで準備した上でやはり駄目だったかというような、そういったことも書き入れたほうが良いという。これについては、各課ご自分の担当の事業のところ、中止となったというところ、ただその一文ではなくって、山本委員も今言われたんですが、過去のことなのでということなんですが、できる限り、説明という意味で、ここまで準備したけれども結果的に中止となったというような一文なり二文を書き加えていただけたらというふうに思うんですが、各課よろしいですか。

秋山副教育長

ご指摘の通り、対応は当然させていただきます。また、外部委員さんの方につきましても、併せて早急に確認をさせていただいて、内容の変更の部分についてのご意見を改めて、必要であれば、書き込んでもらい、このままでいいよということ、その意向を確実に確認をして参ります。

以上です。

田坂教育長

質疑はないか問う

山本委員

副教育長さん、結局、これ、このままで、議会にこのまま報告されるんでしょ。

秋山副教育長

もう法律に従ってということになりますので、今いただいた意見という部分については、訂正をさせていただいて、外部の意見もいただいた上で、改めて教育委員会にお諮りをして、決議をいただかなければ、それは正式な点検評価になりませんので、そこはその対応をさせていただくべきというふうに考えてます。

ただ、いわゆる書面の開催も含めたですね、そのあたりの開催方法については、改めてご相談申し上げたらというふうに思います。

以上です。

山本委員

基本姿勢が改善していく方向なら、それで教育委員の山本は何しよんぞ言われても、思い切って受けないといけないと思っている。混乱させるつもりは全くありませんが、でも、言ったことをやらずに、また、ガバナンスも何も聞かされずに、同じことを繰り返すようでは困るんで。それだけはお願ひしたい。

秋山副教育長

先ほどもご答弁申し上げましたように、施設等含めてですね、ものの部分の整備、整備っていうことを、その整備することでもって評価としてとらえるのか、それをどう活用するのかっていうところの部分について評価をとれるのかっていうところの評価の見直しっていうのは当然必要というふうに、お答ををさせていただいた通りですので、それについては、次年度に向けて整理をしております、実施計画に基づいて、その見直しをしておりますので、そういう形で調整をしたいというふうに思っております。以上です。

山本委員

作業のための作業をするのではなく、実効性のあるフォローアップで、事務の点検評価のレベルを、またブラッシュアップするために、使うんだという風なことで、対応いただけるのであればそれで良いと思うんですよ。

田坂教育長

そうしましたら、この件につきまして、先ほど山本委員が当初より言われております4項目ですが、時期については、今回12月から9月の議会で議員さんの方にお示しするというので、時期を変えました。

それから、手順についても、これは昨年度の反省に立って、来年度からは、学識経験者に評価していただく前に、次回からは、この教育委員会で評価をするという流れでお願いをします。

そして、評価基準につきましては、これもまた新たにより正確な、或いは公正な評価が出るような基準を設けていただきたいと思いますというふうに思っています。

項目については、先ほど山本委員さんが言われた、いろんな懸念材料、こういったものが、来年度、この一般方針、或いはこの評価項目の中に出てくるように、教育大綱の中から改善、変更をお願いをしていったらというふうに思っています。その点事務局の方もよろしくご協力をお願いをいたします。

そうしましたら、ただいまいただきましたご意見、何点がございましたけれども、ただいまいただいたご意見をもとに、事務局の方において修正させていただき、修正したものを各委員さんに送付させていただければというふうに思っております。

田坂教育長	承認してよいか問う
—各委員—	承認する
田坂教育長	全員賛成と認め、この案件は、事務局において、修正のうえ承認といたします。
田坂教育長	<p>続きまして、公表の時期につきましてですが、お諮りいたします。今回の公表につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されております。この規定により議会に対して9月の定例市議会に報告し、公表させていただいてよろしいでしょうか。</p>
—各委員—	承認する
田坂教育長	<p>傍聴の皆様にお願いがございます。公表につきましては、議会に提出後となりますので、本日、お手元の報告書につきましては、一度回収をさせていただきます。なお、報告書は議会に提出後、教育大綱推進課のホームページにおいて正式にアップさせていただきますので、そちらの方でご確認をいただけたらというふうに思います。</p>
田坂教育長	「議案第39号 令和4年度教育費補正予算に係る意見聴取について」説明を求める
松本教育大綱推進課長 山川学校教育課長	—「議案第39号 令和4年度教育費補正予算に係る意見聴取について」説明—
山本委員	昨日、市長が記者会見で発表していた、市内3校にオンラインの施行のことですか。
山川学校教育課長	ご指摘の通りでございます。
田坂教育長	同意してよいか問う
—各委員—	同意する

田坂教育長	「議案第40号 今治市吉海学習交流館運営審議会委員の委嘱について」説明を求める
木村生涯学習課長	—「議案第40号 今治市吉海学習交流館運営審議会委員の委嘱について」説明—
田坂教育長	質疑はないか問う
—各委員—	なし
田坂教育長	承認してよいか問う
—各委員—	承認する
田坂教育長	「その他 1 寄附採納報告について」説明を求める
松本教育大綱推進課長	—「その他 1 寄附採納報告について」説明—
田坂教育長	質問はないか問う
—各委員—	なし
田坂教育長	11時20分、閉会を宣す。

以上、会議の次第を記し、その相違ないことを証するため署名する。

山本委員 山本 泰正

竹田委員 竹田 美知